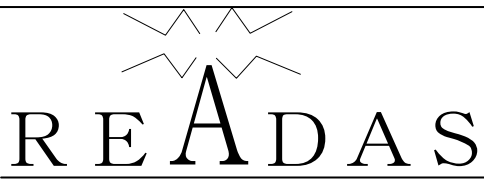


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5983 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 6月22日 金曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 社宅の取扱い

Q：社員の雇用確保のため、社宅を用意しようと思います。どんな点に注意が必要ですか？

A：次のような点に注意してください。

【解説】

会社が従業員のために社宅制度を導入し、その費用を、損金(福利厚生費)に算入するためには、①その社宅がその法人の自己所有であること、又は②借上の場合、契約名が法人名義でなければなりません。

ただし、借上社宅として法人との契約ができないことに合理的な理由がある場合に限り、その理由を契約書の中に明記することによって、社宅としての取り扱いを受けることができることとなっています。

これらの条件が整っていないと、会社が社宅のために支出した費用は、全額がその従業員に対する給与として取り扱われることとなりますので注意してください。

また、これらの条件が整っていても、賃貸料相当額の50%以上を従業員から徴収しない場合には、実際に従業員から徴収した家賃と通常の家賃との差額はその従業員に対する給与として取り扱われます。

なお、この場合の賃貸料相当額は、次の算式により計算します。（その年度の家屋の固定資産税課税標準額×0.2%）＋（12円×その家屋の総床面積㎡÷3.3㎡）＋（その年度の敷地の固定資産税課税標準額×0.22

